

放置自転車ゼロ作戦 概要版

I. 熊本市の自転車対策の現状と課題

1. 放置自転車の解消に向けたこれまでの取り組みと現状

- i) 平成 23 年 3 月現在の自転車駐車場の整備
 - ・市内全域の自転車駐車場 8,874 台 (35 ヶ所) うち市整備分 8,324 台 (32 ヶ所)
 - ・上下通り、新市街等の中心部 3,986 台 (20 ヶ所) うち市整備分 3,436 台 (17 ヶ所)
- ii) 平成 22 年に「熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例」の施行や、中心部等の地域内で、民営自転車駐車場を新設又は増設して運営する場合の助成制度を新設した。
- iii) 放置自転車対策として駐輪指導員の配置や放置禁止区域の指定、放置自転車の撤去、などに取り組んでいる。
- iv) 放置自転車の状況
 - ・市内全域 平成 22 年度 2,785 台、平成 21 年度 2,758 台、平成 20 年度 3,036 台
 - ・中心部 平成 22 年度 1,857 台、平成 21 年度 1,731 台、平成 20 年度 1,863 台

2. 駐輪対策の課題

- ・ 自転車利用者数に比べて、自転車駐車場の収容台数が不足している。
- ・ 自転車を入庫させずに路上に放置するという駐輪マナーが欠如している利用者が一部見られる。
- ・ 自転車駐車場の整備や維持管理、更には放置自転車の撤去などに要する経費の増加や放置自転車の解消について効率的に推進し、諸問題の改善を図って行く必要があり、これまでの行政中心による自転車駐車場整備の手法から市民と事業者それぞれが役割分担していく新たな取り組みに転換していく時期に来ている。

II. 放置自転車解消に向けた対策

1. 駐輪需要に応じた自転車駐車場の確保

(1) 乗入れ台数に見合った自転車駐車場の確保

- ・ 放置自転車の解消は、駐輪需要に応じた自転車駐車場を必要な場所に十分確保すること、及びその上で、路上に放置されている自転車を無くすための啓発とパトロールが必要。

〈確保の方向性〉

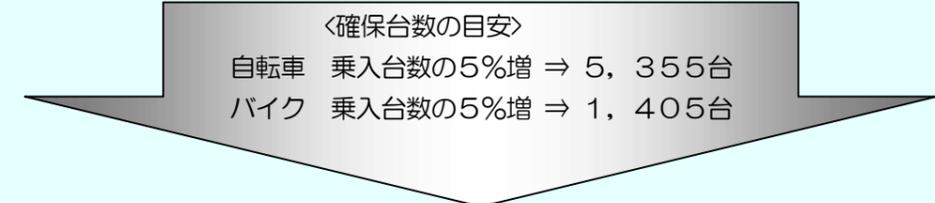
- ・ まずは、特に放置自転車が多い中心部において、駐輪需要に応じた自転車駐車場の確保を図る。
- ・ 利用者の利便性を考慮して、乗入れ台数に加え、5%程度の余裕を持って確保する。
- ・ 可能な限りエリア毎の駐輪需要に対応。

〈確保の方法〉

- ・ 一定の期間に駐輪可能台数を相当量確保するためには、民間自動車駐車場の一部を自転車駐車場に転換することが必要であることから、新たな自転車駐車場の整備は民間参入により確保することを優先する。
- ・ 借地や路上、公園用地に暫定的に設置している自転車駐車場についても見直しを行う。

【新たに確保する台数の目安】

	自転車	バイク
・ 中心部への乗入台数 (H22.10 調査結果)	① 5,094台	1,335台
・ H23年度末自転車駐車場収容台数	② 1,765台	805台
	①-② 3,329台	530台



〈自転車〉

エリア	乗入台数 (H22.10)	確保予定台数	既整備 (市)	
			既整備 (市)	民間へ依頼
並木坂	710	750		750
上 通	315	650	650	
水道町	214	120		120
手 取	1,355	1,375	615	760
銀座通	634	650		650
新市街	941	960		960
辛 島	925	850	500	350
計	5,094	5,355	1,765	3,590

〈バイク〉

エリア	乗入台数 (H22.10)	確保予定台数	既整備 (市)	
			既整備 (市)	民間へ依頼
並木坂	107	100		100
上 通	79	100		100
水道町	17	0		
手 取	645	705	405	300
銀座通	19	0		
新市街	76	100		100
辛 島	392	400	400	
計	1,335	1,405	805	600

(2) 自転車駐車場の整備の考え方

現在の市営自転車駐車場の運営を見直し、次表のとおり市営および民営自転車駐車場の確保を目指す。

エリア	駐輪場名称	駐輪場収容台数 (見込み)			
		平成 23 ~ 24 年度			
		自転車		原付	
		市営	民営	市営	民営
並木坂	民間整備		750程度		100程度
	小計	0	750	0	100
上 通	民間整備 (仮称) 上通東側自転車駐車場	650			100程度
	小計	650	0	0	100
水道町	民間整備		120程度		
	小計	0	120	0	0
手 取	熊本市自転車駐車場	365		405	
	熊本市市庁舎自転車駐車場	50			
	庁舎北側自転車駐車場	200			
	民間整備		760程度		300程度
	小計	615	760	405	300
銀座通	民間整備		650程度		
	小計	0	650	0	0
新市街	民間整備		960程度		100程度
	小計	0	960	0	100
辛 島	熊本市辛島公園地下自転車駐車場	500		400	
	民間整備		350程度		
	小計	500	350	400	0
小計		1,765	3,590	805	600
			5,355		1,405

※民営自転車駐車場の整備が目標台数に達しない場合は、見直しを行う借地や路上、公園用地に設置している自転車駐車場等の活用により、市営自転車駐車場を確保するとともに、引き続き民営自転車駐車場の整備を働きかけて目標台数の確保に努めます。

(3) 自転車駐車場の受益者負担の導入

- 自転車駐車場を確保し運営していくためには多額の費用を要すことから、自転車利用者とその他の交通手段利用者等との公平性を確保する観点からも、自転車駐車場利用者に受益者負担を求めることとする。
- 民間事業者が事業として自転車駐車場の運営に参入することが期待できる。
- 市民の自転車に対する意識が高まり、自転車に関するマナーの醸成が図られる。
- 歩行や緊急車両の妨げや、都市景観を損なう原因となっている放置自転車の解消に繋がる。
- 放置自転車の多い中心部から実施する。

(4) 市営自転車駐車場について

① 市営自転車駐車場の料金体系

ア、一時利用料金

自転車	原付バイク (125cc 以下)	大型バイク (125cc 超)
100円/12h	100円/6h	100円/2h

イ、入庫から2時間以内の自転車及び原付バイクの駐輪は無料とする。

(※利便性の向上により商店街の活性化に繋がるとともに、短時間の放置自転車の防止を図る。)

ウ、定期利用料金 自転車 1ヶ月 2,000円程度で検討中

(※定期利用をどの自転車駐車場に、どの程度確保するかは引き続き検討。)

② 市営自転車駐車場利用者へのサービス向上を図る

- 24時間オープン等利用の実態に応じた営業時間
- 照明、防犯カメラ、管理人等の設置による快適さや安全安心の確保
- 自転車駐車場の分かりやすい案内表示の充実
- 携帯電話等による各自営自転車駐車場の空き状況を確認するシステムの導入

③ 市営自転車駐車場の管理の方法

現在市営の自転車駐車場は、指定管理者(熊本市自転車駐車場)及び業務委託により管理運営。

受益者負担導入後については、管理運営を効率的に行っていくために複数の施設を一元的に管理することが効果的であるため、一括して指定管理者により管理運営する。

(5) 民間参入により整備する自転車駐車場について

① 民間事業者の施設整備

- 新たに確保する自転車駐輪場については、民間事業者による整備を求めていく。
- 自動車駐車を自転車駐車場に転用するためには、民間事業者において転換工事や駐輪ラックの設置、料金徴収に必要となる発券機、精算機などの初期投資が必要。
- 初期投資を民間事業者が自転車駐車場の料金に全て反映させると、市営の自転車駐車場の受益者負担の水準よりも高くなり、利用者間で大きな不均衡が生じる。
- 駐輪需要に対応した自転車駐車場の確保、放置自転車の徹底した排除、受益者負担の導入は同時期に実施する必要があることから、一定の期間内に、必要量とされる自転車駐車場が民間事業者によって確実に整備される必要がある。
- このため、必要量を満たすまでの民間事業者の自転車駐車場整備については、短時間の駐輪について市営の自転車駐車場に準じた料金体系とすること、一定期間の営業継続を約束すること、利用者の安全・安心の確保という観点から照明や防犯カメラを設置することなどを条件に、施設整備助成を行う。
- 路上や借地により運営している既存の市営自転車駐車場についても、民間事業者による整備で代替可能な場合には、民間に移行していくことを検討する。

② 民間自転車駐車場の料金体系

- 利用料金は、施設整備助成を通じ、市営と同様に100円からスタート。
その後の加算の時間については、それぞれの民間事業者のサービスのあり方によって変わる。
- 市営と同様に、入庫から2時間以内の自転車及び原付バイクの駐輪は無料となるよう働きかけていく。
- 民間自転車駐車場は、それぞれの創意工夫により、商店街等と連携した駐輪サービス券やプリペイドカードの発行など利用者の利便性を高めるサービスの実施も期待できる。

(6) 商店街等事業者の取り組みについて

- 民間事業者が運営する自転車駐車場の利用に対する割引制度の導入
- 民間の駐車場の転換や空きスペースの有効利用等による従業員、来客用の自転車駐車場の確保
- 放置自転車の解消や中心市街地の魅力向上に努める
以上のような点を取り組まれるよう働きかけを行う。

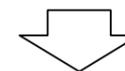
2. 駐輪マナーの向上

放置自転車を解消するためには、駐輪マナーの向上を図る必要があります。そのために、以下の方策を実施します。

- (1) 路上放置禁止に関するPR及び標識、案内表示の設置の充実
- (2) 駐輪指導員による指導、案内の強化
- (3) 地元商店街や警察などの関係機関との更なる連携強化
- (4) 放置禁止区域の新規指定
- (5) 自転車放置禁止区域内の放置自転車の撤去の強化

Ⅲ. 対策の効果

- ① 自転車駐車場の整備により放置自転車が解消される
- ② 自転車を利用しやすい環境づくりができる
- ③ 駐輪場事業への民間参入が期待できる



- 駐輪環境を整備することにより、自転車の利用が促進される
- 歩きやすい歩道、美しい都市景観が形成される

○ 実施スケジュール

- 駐輪需要に対応した自転車駐車場の確保、放置自転車の徹底した排除、受益者負担の導入、については以下のスケジュールで実施する。
平成23年6月：議会説明
7月：パブコメ、民間事業者への自転車駐車場新設の意向調査
9月：熊本市自転車駐車場条例改正案上程
平成24年度：実施